

最高人民法院による知識財産権紛争における行為保全事件の審査に係る法律適用の若干の問題に関する規定

『最高人民法院による知識財産権紛争における行為保全事件の審査に係る法律適用の若干の問題に関する規定』は、2018年11月26日、最高人民法院審判委員会第1755回会議において採択されたため、ここにこれを公布し、2019年1月1日から施行する。

最高人民法院
2018年12月12日

法釈〔2018〕21号

最高人民法院による知識財産権紛争における行為保全事件の審査に係る法律適用の若干の問題に関する規定

(2018年11月26日最高人民法院審判委員会
第1755回会議において採択、2019年1月1日から施行)

知識財産権紛争における行為保全事件を適正に審査し、当事者の適法な權益を適時かつ有効に保護するため、『中華人民共和國民事訴訟法』、『中華人民共和國專利法』、『中華人民共和國商標法』、『中華人民共和國著作權法』等の関係法律の規定に基づき、裁判及び執行業務の実情を踏まえ、本規定を制定する。

第一条 本規定にいう知識財産権紛争とは、『民事事件案由規定』に定める知識財産権及び競争紛争をいう。

第二条 当事者が、判決、裁定又は仲裁判断が法律上の効力を生ずる前に、『中華人民共和國民事訴訟法』第百条、第百一条の規定に基づき、行為保全を申し立てた場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

知識財産権ライセンス契約の被許諾者が、訴訟前に知識財産権侵害行為の差止めを命じるよう申し立てる場合には、独占的ライセンス契約の被許諾者は、単独で人民法院に申し立てることができる。排他的ライセンス契約の被許諾者は、権利者が申立てをしない場合に、単独で申し立てることができる。通常ライセンス契約の被許諾者は、権利者から自己

の名義で訴えを提起することを明示的に授權されている場合に、単独で申立てることができる。

第三条 訴訟前の行為保全を申し立てる場合、対応する知識財産権紛争事件について管轄権を有する被申立人の住所地の人民法院又は事件について管轄権を有する人民法院に対して行わなければならない。

当事者が仲裁に付することを合意している場合、前項に規定する人民法院に行為保全を申し立てなければならない。

第四条 人民法院に行為保全を申し立てる場合、申立書及び相応の証拠を提出しなければならない。申立書には次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (一) 申立人及び被申立人の身元、送達先住所及び連絡先
- (二) 行為保全措置を採用することを求める事項及び期間
- (三) 申立ての根拠となる事実及び理由（被申立人の行為により申立人の正当な權益が回復困難な損害を受け、又は事件の裁判の執行が困難になる等の損害に関する具体的な説明を含む）
- (四) 行為保全のために担保を提供する財産情報若しくは信用証明書、又は担保を提供する必要がない理由
- (五) その他明記する必要がある事項

第五条 人民法院は、行為保全措置を採用する旨の裁定を行う前に、申立人及び被申立人を審尋しなければならない。ただし、緊急の状況にあり、又は審尋を行うことが行為保全措置の執行に影響を及ぼすおそれがある場合を除く。

人民法院は、行為保全措置を採用する旨の裁定を行い、又は申立てを却下する旨の裁定を行った場合、裁定書を申立人及び被申立人に送達しなければならない。被申立人に裁定書を送達することが行為保全措置の採用に影響を及ぼすおそれがある場合には、保全措置を採用した後、速やかに被申立人に裁定書を送達することができる。ただし、裁定を行った日から5日を超えてはならない。

当事者が仲裁の過程において行為保全を申し立てる場合には、仲裁機関を通じて行為保全申立書、仲裁事件受理通知書その他の関係資料を人民法院に提出しなければならない。人民法院は、行為保全措置を採用する旨の裁定を行い、又は申立てを却下する旨の裁定を行った場合、裁定書を当事者に送達するとともに、仲裁機関に通知しなければならない。

第六条 次の各号のいずれかに該当し、行為保全措置を直ちに採用しなければ申立人の利益を著しく損なうおそれがある場合、『中華人民共和国民事訴訟法』第百条、第百一条に規定する「緊急の状況」に該当すると認定しなければならない。

- (一) 申立人の営業秘密が不法に開示されようとしている場合
- (二) 申立人の公表権、プライバシー権その他の人格権が侵害されようとしている場合
- (三) 係争中の知識財産権が不法に処分されようとしている場合
- (四) 申立人の知識財産権が展示販売会等の時効性の強い場において現に侵害されており、又はまさに侵害されようとしている場合
- (五) 時効性の強い人気番組が現に侵害されており、又はまさに侵害されようとしている場合
- (六) その他、直ちに行為保全措置を採用しなければならない状況

第七条 人民法院が行為保全の申立てを審査する場合には、次に掲げる要素を総合的に考慮しなければならない。

- (一) 申立人の申立てに事実上及び法律上の根拠があるか否か（保護を求める知識財産権の効力が安定しているか否かを含む。）
- (二) 行為保全措置を採用しないことにより申立人の正当な權益が回復困難な損害を受け、又は事件の裁判の執行が困難になるか否か
- (三) 行為保全措置を採用しないことにより申立人が被る損害が、行為保全措置を採用することにより被申立人が被る損害を上回るか否か
- (四) 行為保全措置を採用することが社会公共の利益を害するか否か
- (五) 考慮すべきその他の要素

第八条 人民法院が、申立人が保護を求める知識財産権の効力が安定しているか否かを審査し判断する場合には、次に掲げる要素を総合的に考慮しなければならない。

- (一) 対象となる知識財産権の種類又は性質
- (二) 対象となる権利が実体審査を経ているか否か
- (三) 対象となる権利が無効宣告又は取消手続きにあるか否か及び無効又は取消しとされる可能性
- (四) 対象となる権利について権利帰属に関する紛争があるか否か
- (五) 対象となる権利の効力の不安定化を引き起こす可能性のあるその他の要因

第九条 申立人が実用新案権又は意匠権を根拠として行為保全を申し立てる場合には、国务院專利行政部門が作成した調査報告、專利権評価報告又は專利再審委員會が当該專利権の効力を維持する旨の決定を提出しなければならない。申立人が正当な理由なく提出を拒否した場合、人民法院はその申立てを却下する旨の裁定を行わなければならない。

第十条 知識財産権及び不正競争紛争における行為保全事件において、次の各号のいずれかに該当する場合、『中華人民共和國民事訴訟法』第百一条に規定する「回復困難な損害」に該当すると認定しなければならない。

（一）被申立人の行為により、申立人が享有する営業上の信用又は公表権、プライバシー権その他の人格権が侵害され、かつ回復不可能な損害が生ずる場合

（二）被申立人の行為により、侵害行為の制御が困難になり、かつ申立人に生ずる損害が著しく増大する場合

（三）被申立人の侵害行為により、申立人の関係市場における市場シェアが明らかに低下する場合

（四）申立人にその他の回復困難な損害をもたらす場合

第十一条 申立人が行為保全を申し立てる場合には、法律に基づき担保を提供しなければならない。

申立人が提供する担保の額は、行為保全措置の執行により被申立人が被る可能性のある損失（被申立人が侵害行為の差止を命じられる製品に係る販売収益、保管費用等の合理的な損失を含む）に相当する額としなければならない。

行為保全措置の執行過程において、被申請者がこれにより被る可能性のある損失が申立人の担保の額を超える場合、人民法院は申立人に相応の担保を追加提供するよう命じることができる。申立人が追加提供を拒絶した場合、保全措置の全部又は一部を解除する旨の裁定を行うことができる。

第十二条 人民法院が採用する行為保全措置は、原則として被申立人が担保を提供したことを理由に解除されることはない。ただし、申立人が同意した場合はこの限りではない。

第十三条 人民法院が行為保全措置を採用する旨の裁定を行う場合、申立人の請求又は事件の具体的状況等の要素に基づき、保全措置の期間を合理的に定めなければならない。

知識財産侵害行為の差止を命じる旨の裁定の効力は、原則として事件の裁判が効力を生ずる時まで継続しなければならない。

人民法院は申立人の請求、担保追加等の状況に基づき、保全措置を継続して採用する旨の裁定を行うことができる。申立人が保全措置の継続採用を請求する場合、期間満了の7日前までにこれを提出しなければならない。

第十四条 当事者が行為保全の裁定を不服として復議を申し立てた場合には、人民法院は、復議申立てを受理した日から10日以内に審査を行い、裁定を行わなければならない。

第十五条 人民法院が行為保全を採用する方法及び措置は、執行手続き関連の規定に従って処理する。

第十六条 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、『中華人民共和国民事訴訟法』第百五条に規定する「申立てに誤りがある」に該当すると認定しなければならない。

(一) 申立人が行為保全措置を採用した日から30日以内に法律に基づき訴えを提起せず、又は仲裁を申し立てない場合

(二) 保護を求めた知識財産権が無効と宣告される等の理由により、行為保全措置は初めから不当であったこととなる場合

(三) 被申立人に対し知識財産権侵害又は不正競争の差止を命じるよう申し立てたが、効力を生じた判決において権利侵害又は不正競争を構成しないと認定された場合

(四) その他、「申立てに誤りがある」に該当する状況

第十七条 当事者が行為保全措置の解除を申し立てた場合において、人民法院が当該申立てを受領した後、審査を行い、『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈』第百六十六条に規定する事由に合致すると認めたときは、5日以内に解除を裁定しなければならない。

申立人が行為保全の申立てを取り下げ、又は行為保全措置の解除を申し立てた場合であっても、これにより『中華人民共和国民事訴訟法』第百五条に規定する賠償責任が免除されることはない。

第十八条 被申立人が『中華人民共和国民事訴訟法』第五百条の規定に基づき賠償訴訟を提起した場合において、申立人が訴訟前の行為保全を申し立てた後訴えを提起していないとき、又は当事者間に仲裁の合意があるときは、保全措置を採用した人民法院が管轄し、申立人が既に訴えを提起しているときは、当該訴えを受理した人民法院が管轄する。

第十九条 申立人が行為保全、財産保全又は証拠保全を同時に申し立てた場合には、人民法院は、法律に基づき異なる種類の保全申立てが要件に適合するかをそれぞれ審査し、裁定を行わなければならない。

被申立人が財産の移転、証拠の毀棄等の行為を実施することにより保全の目的が達成できなくなることを回避するため、人民法院は事件の具体的状況に応じて異なる種類の保全措置の執行順序を決定することができる。

第二十条 申立人が行為保全を申し立てる場合には、『訴訟費用納付弁法』における「行為保全措置の採用の申立てに関する規定」に従い、申立手数料を納付しなければならない。

第二十一条 本規定は、2019年1月1日から施行する。最高人民法院が従前に発布した関連司法解釈が本規定と一致しない場合には、本規定を基準とする。

出所：最高人民法院 2018年12月13日

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/135341.html>

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。